

か、個人防護具の着用、患者からウイルスの感染曝露を受けた場合後の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の感染防止策を講じる。~~（関係省庁）~~

（航空機等の運航自粛要請）

- ・ ~~新型インフルエンザの国内への侵入を防止するため必要と考えられる発生国における地域封じ込めや、WHOによる発生国又はその地域への運航自粛勧告がなされた場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、国際的な整合性等に配慮しつつ、航空会社や船舶会社に対し、発生地域から来航又は発航する航空機・旅客船の運航自粛等を要請することを検討する。~~（国土交通省、厚生労働省、外務省）

【在外邦人支援】

- ・ ~~発生国に滞在する邦人に対し、感染予防策について周知予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。~~（外務省）
- ・ ~~新型インフルエンザの発生が疑われる場合には、WHOのフェーズ4の宣言前であっても、在外邦人に対し、退避の可能性を勧告し、今後出国できなくなる可能性や現地で十分な医療を受けられなくなる可能性、帰国に際しては検疫が強化されていることについて情報提供を行う。~~
- ・ ~~海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、速やかに帰国させるよう要請する。~~
- ・ ~~定期航空便等の運行停止後、在外邦人について、発生国の状況を踏まえ、帰国に際しては検疫が強化されていること国内への受入体制（検疫・停留場所等）に留意しつつ、直ちに代替的帰国手段の検討を行い、対処方針を決定する。~~（外務省、厚生労働省、国土交通省、防衛省、海上保安庁）
- ・ ~~国内の各学校等に対し、新型インフルエンザの発生国に滞在留学している在籍者に感染予防対策を周知徹底するよう要請する。~~（文部科学省）

医療

【新型インフルエンザの症例定義】

- ・ ~~新型インフルエンザの症例定義を明確にし、随時修正を行い、関係機関に周知する。~~（厚生労働省）

【医療体制の整備】

- ・ ~~都道府県等に対し、以下を要請する。~~

- ~~発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象として、帰国者・接触者外来を整備する。~~
- ~~帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザの患者が受診する可能性もあるため、地域医師会の協力を得て、診療体制を整備する。~~
- ~~帰国者・接触者外来を有する医療機関や、その他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザの患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。~~
- ~~新型インフルエンザが疑われる患者から採取した検体を地方衛生研究所へ送付し、亜型の検査を行い、確定診断を行う。~~

【帰国者・接触者発熱相談センターの設置】

- ・ ~~都道府県等及び市区町村に対して、以下を要請する。~~

- ~~帰国者・接触者相談センターを設置すること。~~
- ~~発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものについて、新型インフルエンザに罹患する危険性が一般の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者受診相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知すること。~~

【医療機関等への情報提供】

- ・ ~~新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。~~

【検査体制の整備】

- ・ ウイルス株の情報に基づき、国立感染症研究所において、新型インフルエンザへのPCR検査体制を確立する。
- ・ 都道府県等に対し、地方衛生研究所において新型インフルエンザに対するPCR検査を実施するための技術的支援を行い、検査体制を速やかに整備するよう要請する。
- ・ 新型インフルエンザ迅速診断キットの実用化を図る。

【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等】

- ・ 国及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。（厚生労働省）
- ・ 都道府県等や医療機関に対し、必要な場合には、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、適切に使用するよう要請するとともに、患者の同居者、濃厚接触者、同じ職場等にいる者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等が十分な防御なく曝露した際には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。（厚生労働省）
- ・ 引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。（厚生労働省）

ワクチン

【研究開発・製造ワクチン確保・供給体制】

(プレパンデミックワクチン)

- ・ 新型インフルエンザ発生後、直ちに国家備蓄しているプレパンデミックワクチンのうち、発生したウイルスに対して有効性が期待できるものについて、直ちに原液の製剤化を行うよう、ワクチン製造会社に要請する。（厚生労働省）

(パンデミックワクチン)

- ・ 新型インフルエンザウイルス株の特定後、鶏卵等の確保ができ次第、パンデミックワクチンの生産を開始するよう、ワクチン製造会社に要請する。通常のインフルエンザワクチンの生産時期に当たる場合には、製造ラインを直ちに中断して新型インフルエンザワクチンの製造に切り替える等、生産能力を可能な限り最大限に活用するよう、ワクチン製造会社に要請する。（厚生労働省）
- ・ 新型インフルエンザウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを逐次検討し、その結果をワクチン製造会社に指示する。（厚生労働省）
- ・ 国内でのワクチン確保を原則とするが、国際的な状況にも配慮しながら、必要に応じて、輸入ワクチン確保をする。（厚生労働省）生産されたワクチンについては、円滑に接種の実施主体に供給されるよう調整する。
- ・ パンデミックワクチンの承認申請を受けて適切に審査・承認を行う。

【接種体制方針】

(プレパンデミックワクチン)

- ・ ワクチン製造会社による製剤化が済み次第、直ちにプレパンデミックワクチンの接種を決定し、集団的な接種を基本として接種する。
- ・ 医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て接種を行う。（厚生労働省）

(パンデミックワクチン)

- ・ ウイルスの特徴を踏まえ、接種の法的位置づけ等について決定する。
- ・ 都道府県を通じて、市区町村に、全国民が速やかに接種できるよう、公費で集団的な接種を行うこと基本として、事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の準備を進めるよう要請する。
- ・ 接種対象は全国民であるが、先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、まずパンデミックワクチンを、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者等を対象に、本人の同意を得て先行的に接種する。を行う

・ 事前に定めた考え方に基づき、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、医療従事者等以外の優先接種対象者を決定する。

・ パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、集団的な接種を基本として接種を開始する。

➤ パンデミックワクチンは、地域ごとの発生段階によらず、各都道府県に、一定のルールに基づき同時に供給する。

➤ 都道府県・市区町村に対し、接種の周知を図るとともに、関係者の協力を得て接種を開始するよう要請する。

【情報提供】

・ ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

【モニタリング】

・ プレパンデミックワクチン・パンデミックワクチンの接種開始に伴い、接種実施モニタリングを行うとともに、科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の迅速な収集・分析及び評価を行う。

・ ワクチン接種が終了した段階で、モニタリングに関する総合評価を行う。

— プレパンデミックワクチンの接種開始に伴い、接種実施モニタリングを行うとともに、有効性の評価、副反応情報の収集・分析を行う。(厚生労働省)

【ガイドラインには、以下の内容等について、より具体的に記載する】

◎発生後のワクチン確保・供給について

○ワクチンの確保

- ・ 国内産ワクチンの確保について
- ・ 輸入ワクチンの確保について

○ワクチンの円滑な流通

◎ワクチン接種の法的位置づけ等について

○ワクチン接種の法的位置づけ

○実施主体及び費用負担

◎接種の実施について

○接種対象者の優先順位及びその選定方法

○接種の実施

◎ワクチンの有効性・安全性に関するモニタリングについて

○有効性の評価

○副反応報告

◎国民への適切な情報提供について

社会・経済機能の維持

【事業者の対応】

・ 事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場における~~その~~感染予防防止策及びや、事業継続に不可欠な重要業務の継続への重点化又は自粛の準備を行うよう、要請する。(関係省庁)

【遺体の火葬・安置】

・ 都道府県を通じ、市区町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。(厚生労働省)

VI-2 第二段階 国内発生早期（国内で新型インフルエンザが発生した状態）

予想される状況

○国内のいずれかの都道府県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。

○国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

(地域未発生期)
各都道府県において患者が発生していない状態
(地域発生早期)
各都道府県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

対策の目標

- 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

○積極的な感染拡大抑制策（患者の入院勧告、地域全体での学校等の臨時休業・集会の自粛等）をとることで、流行のピークを遅延させられる可能性があるため、果敢な対応を行う。

○医療体制や積極的な感染拡大抑制策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、国民への積極的な情報提供を行う。

○国内での患者数が少ないため、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。

○新型インフルエンザ以外にも、発熱・呼吸器症状等を有し感染したおそれのある者が多数発生することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での二次感染防止策を実施する。

○第三段階への移行はほぼ不可避と考えられることから、医療提供体制の確保、社会機能の維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

○受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、パンデミックワクチンの接種を早期に開始できる

よう準備を急ぎ、パンデミックワクチンが利用可能な場合はできるだけ速やかにできるだけ多くの国民に接種する。

- 1) 患者に対する感染症指定医療機関等への入院措置及び抗インフルエンザウイルス薬の投与を行う。
- 2) 積極的疫学調査を行い、接触者に対しては外出自粛とした上で、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び健康観察を行う。
- 3) 地域住民全体への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や人の移動制限を伴うウイルス封じ込めの可否を判断する。
- 4) 発生した地域において、学校等の臨時休業、集会・外出の自粛要請、個人防護の徹底の周知等の公衆衛生対策を実施する。
- 5) パンデミックワクチンの製造を進める。
- 6) 全国の事業者に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取組や職場での感染防止策を開始するよう要請する。
- 7) 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組を要請する。

実施体制

【基本的対処方針の決定実施体制】

・ 新型インフルエンザ政府対策本部は、諮問委員会の意見を踏まえ、第二段階に入ったことを宣言するとともに、国内での感染拡大防止対策の等に関する基本的対処方針を決定する。（内閣官房、全庁）

・ 国内の発生状況をリアルタイムで把握し、都道府県に対して、発生状況を緊急に情報提供し、必要な対策を実施するよう要請する。（厚生労働省）

・ 積極的疫学調査の実施に関し、都道府県等との連携を図る。必要に応じ、疫学、臨床等の専門家チームを派遣する。（厚生労働省）

【国際間の連携】

・ 国内発生情報について、国際保健規則（IHR）に基づき、WHOへ通報する。（厚生労働省）

・ 海外の新型インフルエンザ等の発生状況について、諸外国、国際機関等を通じて必要な情報を収集する。（外務省、厚生労働省）

・ WHO、OIE等、FAOのリファレンスラボラトリー等とウイルス株の同定・解析に関して協力を行い、症例定義の決定や情報共有等を行う。（厚生

労働省、外務省、文部科学省、農林水産省)

- ・ 流行状況やワクチンの有効性・安全性について海外との情報交換を行うとともに、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の開発等に関する国際的な連携、協力を行う体制を構築する。 (厚生労働省、関係省庁)

サーベイランス

【国際的な情報収集】

- ・ 海外での新型インフルエンザの発生状況や抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。

【サーベイランス】

- ・ 疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、アウトブレイクサーベイランス、パンデミックサーベイランス、予防接種副反応迅速把握システムを引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。第一段階に引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化を実施するが、患者数が増加した段階では新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握は中止し、重症者及び死亡者に限定して情報を収集する。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻し、入国者中の有症者の推移の把握については中止する。
- ・ 国内の発生状況をリアルタイムで把握し、都道府県に対して、発生状況を迅速に情報提供し、必要な対策を実施するよう要請する。
- ・ 新型インフルエンザの国内発生とともに、臨床情報共有システムを開始する。 (厚生労働省)

【調査研究】

- ・ 発生した国内患者について、早期には、積極的疫学調査チームを派遣し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

- ・ 新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究と分析を速やかに行い、その成果を対策に反映させる。

【情報提供】

- ・ 国民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセスや、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・ 特に、個人一人ひとりにとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校等の臨時休業や集会の自粛等の国内での感染拡大抑制策についての情報を適切に提供する。
- ・ 国民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや地方自治体や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、国民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。

【情報共有】

- ・ 地方自治体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ直接的な双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

~~引き続き、国内での発生状況や対策の内容を詳細に情報提供し、国民への注意喚起を行う。また、ホームページの内容等について随時更新する。(関係省庁)~~

~~引き続き、メディア等に対し、広報担当官から情報提供を行う。(厚生労働省)~~

【コールセンター相談窓口の継続設置】

都道府県・市区町村都道府県等に対し、状況の変化に応じたQ & Aの改定訂版を配布し、引き続きコールセンター相談窓口の継続設置を要請する。(厚生労働省)

引き続き、国のコールセンターを継続運営する。(厚生労働省)

【国内での感染拡大防止抑制策】

都道府県等に対し、地域発生早期となった場合には、患者への対応（治療・隔離）や患者の濃厚接触者の対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行うよう要請する。

都道府県等や医療機関等に対し、患者の同居者、濃厚接触者、同じ職場等にいてる者、又は医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等が~~あ~~て十分な防御なく曝露した際には~~者への~~、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(厚生労働省)

都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

地域発生早期においては、地域全体で積極的な感染拡大抑制策をとることが重要であり、都道府県等に対し、学校等の臨時休業や集会の自粛要請等の感染拡大抑制策の実施に資する目安を示すとともに、必要な場合には、都道府

県等又は業界団体等に対し、発生地域の住民や関係者に対して次の要請を行うよう依頼し、又は直接要請を行う。

学校、保育通所施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。(厚生労働省、文部科学省)

集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。

住民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい、手洗い、咳エチケット等を強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。(厚生労働省)

事業者に対し、職場における感染予防策を徹底不要不急の業務を縮小するよう要請する。(関係省庁)

公共交通機関等に対し、感染したおそれの高い利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防防止対策を講ずるよう要請する。(厚生労働省、国土交通省)

特に必要な場合には、住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請することを検討する。(厚生労働省)

離島や山間地域などにおいて一定の条件を満たす場合には、直ちに地域封じ込め実施の可否について検討を行い、結論を得る。(内閣官房、関係省庁)

【水際対策(入国者対策等) 第一段階の対策を継続する。(関係省庁)

国内患者が発生した段階では、国内の検査・診療体制等の整備状況も踏まえつつ、原則として停留を健康監視¹³に切り替え、停留の実施に伴う海空港の集約化は中止する等の第一段階の措置の縮小を行う。

渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起を継続する。

在外邦人支援を継続する。

感染したおそれのある者に対しては、不要不急の出国を自粛するよう勧告する。また、発熱症状等が見られる者がチェックインしようとした場合には拒否を行うよう、航空会社等に要請注意喚起する。(厚生労働省、国土交通省)

医療

¹³ 検査法第18条第4項及び第5項、感染症法第15条の3

【発熱外来の整備】

都道府県等に対し、新型インフルエンザの可能性のある者とそれ以外の者を振り分ける発熱外来を整備するよう要請する。(厚生労働省)

【医療体制の整備】

都道府県等に対し、第一段階に引き続き、帰国者・接触者外来における診療体制を継続するよう、ただし、必要が生じた際には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行するよう、要請する。

【患者及び接触者への対応等】

都道府県等に対し、以下を要請する。

➤ 新型インフルエンザと診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送¹⁴し、入院勧告¹⁵を行う。

➤ 新型インフルエンザの患者は、原則として、感染症指定医療機関等で診療及び抗インフルエンザウイルス薬の投与を行うため、発熱外来及び一般医療機関に対し、受診者について本人の渡航歴等を確認した上、新型インフルエンザが疑われる場合には感染症指定医療機関等の受診を指示するよう、周知する。

感染症指定医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザの患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

➤ 都道府県は必要と判断した場合に、地方衛生研究所において、新型インフルエンザのPCR検査を行う。全ての新型インフルエンザ患者のPCR検査による確定診断は、地域における患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定して行う。

➤ 医療機関の協力を得て、当該者に対しては、感染症法に基づき入院勧告を行い、確定診断を行う。

➤ 検体を地方衛生研究所へ送付し、亜型の検査を行う。

¹⁴ 感染症法第19条、第20条及び第26条

¹⁵ 感染症法第21条及び第26条

➤ 新型インフルエンザ患者の同居者、濃厚接触者、同じ職場等にいる者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等が十分な防御なく曝露した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と患者の接触者（同居者等）に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

【医療機関等への情報提供】

引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

【抗インフルエンザウイルス薬】

第三段階のまん延地域発生期の状況を予測し、引き続き、都道府県等や医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、患者の濃厚接触者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。(厚生労働省)

引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(厚生労働省)

【医療機関・薬局における警戒活動】

医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察庁)

ワクチン

第一段階（海外発生期）の記載を参照。

【プレパンデミックワクチン】

~~引き続き、プレパンデミックワクチンの医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対する接種を行う。(厚生労働省)~~

~~【パンデミックワクチン】~~

~~引き続き、パンデミックワクチンの開発・製造を進め、製造され次第、接種を開始する。医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合には、これらの者に対し、パンデミックワクチンの先行接種を行う。(厚生労働省)~~

~~【モニタリング】~~

~~引き続き、プレパンデミックワクチンの接種実施モニタリングを行うとともに、有効性の評価、副反応情報の収集・分析を行う。(厚生労働省)~~

社会・経済機能の維持

【事業者の対応】

- ・ 全国の事業者に対し、職場における感染予防策や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化・不要不急の業務の縮小に向けた取組み取組や職場での感染防止策を開始するよう要請する。(関係省庁)
- ・ 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組みを要請する。(関係省庁)

【犯罪の予防・取締り】

- ・ 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(警察庁)

VI-3 第三段階 感染拡大期/まん延期/回復期国内発生期

~~〈国内で、患者の接触歴が疫学調査で終えなくなった事例が生じた状態~~

~~感染拡大期 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態~~

~~まん延期 各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得ら~~

~~れなくなった状態~~

~~回復期 各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態~~

予想される状況

- 国内のいずれかの都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- 感染拡大からまん延、患者の減少にいたる時期を含む。
- 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

(地域未発生期) 各都道府県において患者が発生していない状態
(地域発生早期) 各都道府県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
(地域発生期) 各都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）
対策の目標
1) 医療提供体制を維持する。 2-1) 健康被害を最小限にとどめる抑える。 3-2) 医療機能、社会・経済活動機能への影響を最小限にとどめる抑える。
対策の考え方
○感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大抑制策から被害軽減に切り替える。ただし、学校等の臨時休業や集会の自粛といった一部の感染拡大抑制策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。
○地域ごとに発生状況は異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行う。
○状況に応じた医療体制や感染拡大抑制策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
○流行のピーク時の規模をできるだけ小さくし、入院患者や重症患者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
○医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
○欠勤者の増大が予測されるが、最低限の国民生活を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。
○受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、パンデミックワクチンの接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、パンデミックワクチンが利用可能な場合は、できるだけ速やかにできるだけ多くの国民に接種する。
○状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。共通→ 1) 住民（特に社会的弱者等）への支援を強化する。 2) パンデミックワクチンの製造を進め、可能となり次第順次接種する。

3) 予防投与の効果及び治療用備蓄の量を踏まえ、予防投与の必要性の有無を検討する。 4) 入国時の検疫対応等について、状況に応じて縮小する。
感染拡大期→
1) 地域での公衆衛生対策を継続して行う。
2) 感染している可能性がある者が受診する医療機関を限定し、医療機関を介した感染拡大を抑制しながら、患者に対し感染症指定医療機関等への入院措置を行う。
まん延期→
1) 地域での公衆衛生対策を継続して行う。
2) 医療機関における感染の可能性を少なくするため、発症者のうち軽症者は原則として自宅療養とし、電話相談などで医療機関受診の必要性を判断する。
3) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の対象者を原則として縮小する。予防投与の効果及び治療用備蓄の量を踏まえ、予防投与の必要性の有無を検討する。
4) 重症者については、原則として全ての入院医療機関で受け入れて治療する。
5) 死亡者については、円滑な埋火葬対策を講じる。
回復期→
1) 公衆衛生対策を段階的に縮小させる。

実施体制

- ・ 新型インフルエンザ政府対策本部は、諮問委員会の意見を踏まえ、国全体として第三段階感染拡大期に入ったこと、感染のピークを超えたこと等を宣言するとともに、それぞれの段階に応じた対策の基本的対処方針を決定する。
（内閣官房、全庁）

サーベイランス

- ・ 国内の発生状況をリアルタイムで把握し、都道府県に対して、発生状況を緊急情報提供し、必要な対策を実施するよう要請する。（厚生労働省）

【国際的な情報収集】

- ・ 海外での新型インフルエンザ等の発生状況や各国の対応について、諸外国、国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。（厚生労働省、外務省）

- ~~・ 疑い症例調査支援システム、アウトブレイクサーベイランスを中止する。(厚生労働省)~~
- ~~・ パンデミックサーベイランスを発生状況の把握目的へと切り替え、継続する。(厚生労働省)~~

【サーベイランス】

- ・ 引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。(予防接種副反応迅速把握システム、臨床情報共有システム、ウイルス学的サーベイランスを実施する。(厚生労働省))
- ・ 引き続き、国内の発生状況をリアルタイムで把握し、都道府県等に対して、発生状況を迅速に情報提供し、必要な対策を実施するよう要請する。(厚生労働省)

【調査研究】

- ・ 引き続き、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析するほか、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や、特に重症の患者の症状・治療法と転帰等、対策に必要な調査研究と分析を速やかに行い、その成果を対策に反映させる。

~~・ 引き続き、第二段階の対策を実施する。【情報提供】~~

- ・ 引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセスや、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・ 引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、状況に応じた医療体制を周知し、学校等の臨時休業や集会の自粛等の国内での感染拡大抑制策についての情報を適切に提供する。また、社会・経済活動の状況についても、情報提供する。

- ・ 引き続き、国民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや地方自治体や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、国民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。

【情報共有】

- ・ 地方自治体や関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ直接的な双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、都道府県単位での流行や対策の状況を的確に把握する。

【コールセンターの継続】

- ・ 都道府県・市区町村に対し、状況の変化に応じたQ & Aの改定版を配布し、コールセンターの継続を要請する。
- ・ 国のコールセンターを継続する。